

日本学生支援機構貸与奨学金 返還説明会の開催について

日本学生支援機構の第一種または第二種奨学金の貸与を現在受けている学生のうち、今年度3月で満期を迎える学生は、返還の手続きを行う必要があります。

返還手続きの説明会を行いますので、下記の通り**所属する学部の説明会に参加**してください。**授業等のやむを得ない理由で所属学部の日程に参加できない場合は、事前に学生生活支援課⑪番窓口まで申し出てください。**

手続きを行わないと、返還を滞納していくこととなり、家族・保証人・連帯保証人に返還の督促が届いて信用問題・社会問題になります。返還を滞納すると、その分の利息を上乗せした金額を支払わなければならない、裁判などに発展する場合があります。また、信用問題となってブラックリストに掲載されると、クレジットカードが作れなくなることや、家や車を購入したくてもローンが組めなくなるなど、社会生活の上でも影響が出てきます。必ず参加の上、手続きを行ってください。

不明な点がある場合は、学生生活支援課⑪番窓口にお問い合わせください。

記

日 時 各日とも16:30～（1時間半程度） **※時間厳守**
文学部 10月20日(火) 社会福祉学部 10月22日(木)
経済学部 10月21日(水) 短期大学部 10月23日(金)

場 所 図書館棟4階 AB教室

(C館1階正面から入館し、学生証をかざして入構記録を残してください。)

- その他**
- ・ 所属学部の日程に参加できない場合は、学生生活支援課⑪番窓口へ申し出てください。
 - ・ **次年度、編入学・留年・進学予定であっても、手続きが必要です。**
 - ・ 対象者への案内を、10月5日付で**保証人宛て**に郵送しました。

以上

2020年10月5日